

# 御説明資料

## 中小企業金融円滑化法について

＜平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの時限法＞

### 金融機関の努力義務

- ・金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注) 銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

### 金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。

### 行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

## 中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成23年3月31日公布・施行>

- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成24年3月31日まで1年延長

## 中小企業金融円滑化法の一部改正法 <平成24年3月31日公布・施行>

- ・中小企業金融円滑化法の期限を、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】

# I. 中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について (平成23年12月27日公表)

## これまでの取組み

中小企業金融円滑化法（21年12月施行）の期限延長とともに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等を実施。

## 今後の対応

### 基本的な考え方

- 金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。
- 一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。
- 金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていく（「出口戦略」）必要がある。

### 具体的な対応

外部機関や関係者の協力も得つつ総合的な出口戦略を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移行。こうした移行を円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があるため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再延長するとともに、以下の施策を集中的に推進。

#### I. 金融の円滑化

- ✓ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ✓ 新規融資の促進を図るための、資本金借入金等の活用及び動産担保融資（ABL）等の開発・普及等
- ✓ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

#### II. 金融規律の確保

- ✓ 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ✓ 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ✓ 金融機能強化法の活用

#### III. 中小企業等に対する支援措置

- ✓ 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底
- ✓ 中小企業再生支援協議会との連携強化
- ✓ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
- ✓ 事業再生支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

## Ⅱ. 「中小企業金融円滑化法の最終延長」基本的な考え方①

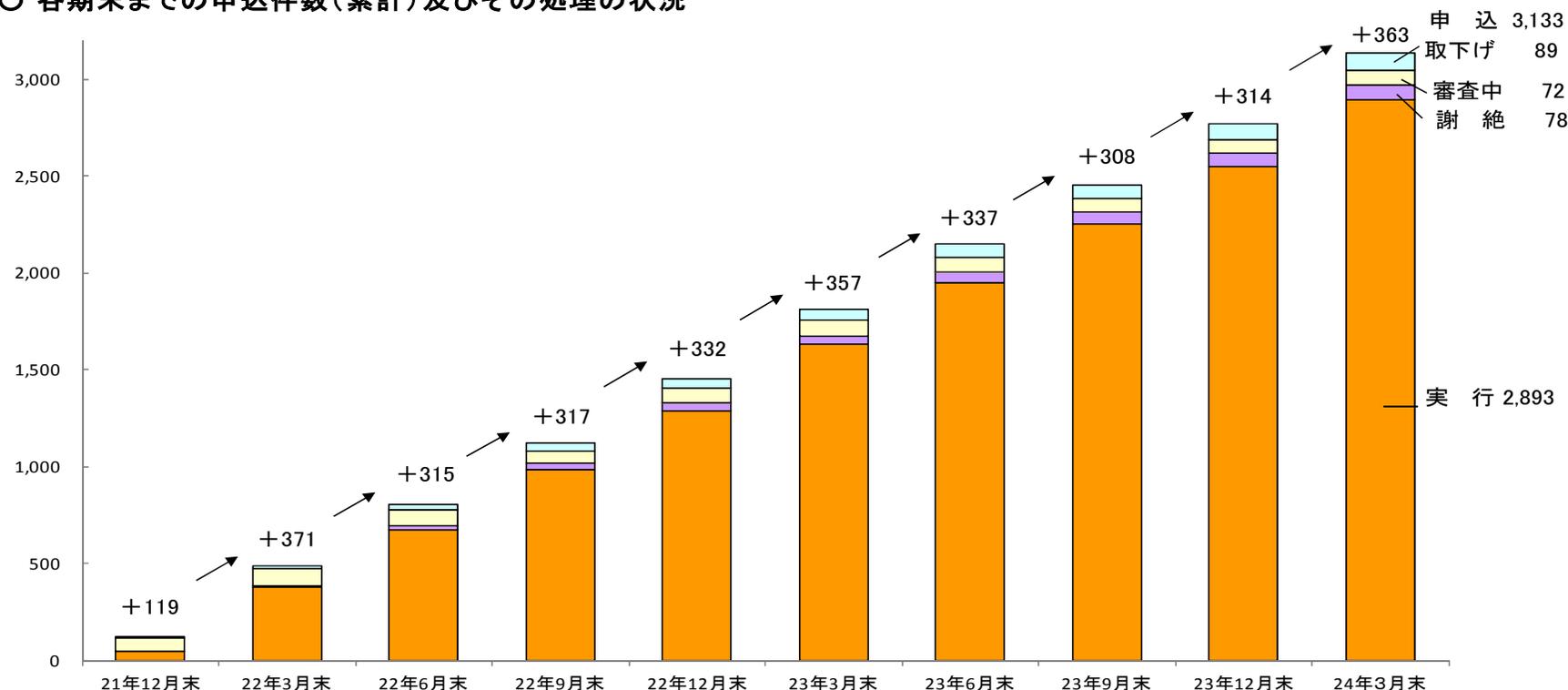
### ○ 条件変更の申出に対する金融機関の対応状況

金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。

金融機関(1521社)における金融円滑化法の施行状況  
— 中小企業者向け —

【単位:千件】

#### ○ 各期末までの申込件数(累計)及びその処理の状況



#### ○ 各期末までの実行率

	21年12月末	22年3月末	22年6月末	22年9月末	22年12月末	23年3月末	23年6月末	23年9月末	23年12月末	24年3月末
実行率 (実行/(実行+謝絶))	99.4%	98.2%	97.3%	97.2%	97.2%	97.2%	97.3%	97.3%	97.3%	97.4%
実行率 (実行/申込)	40.4%	76.7%	83.5%	87.9%	88.7%	89.9%	90.7%	91.8%	92.0%	92.3%

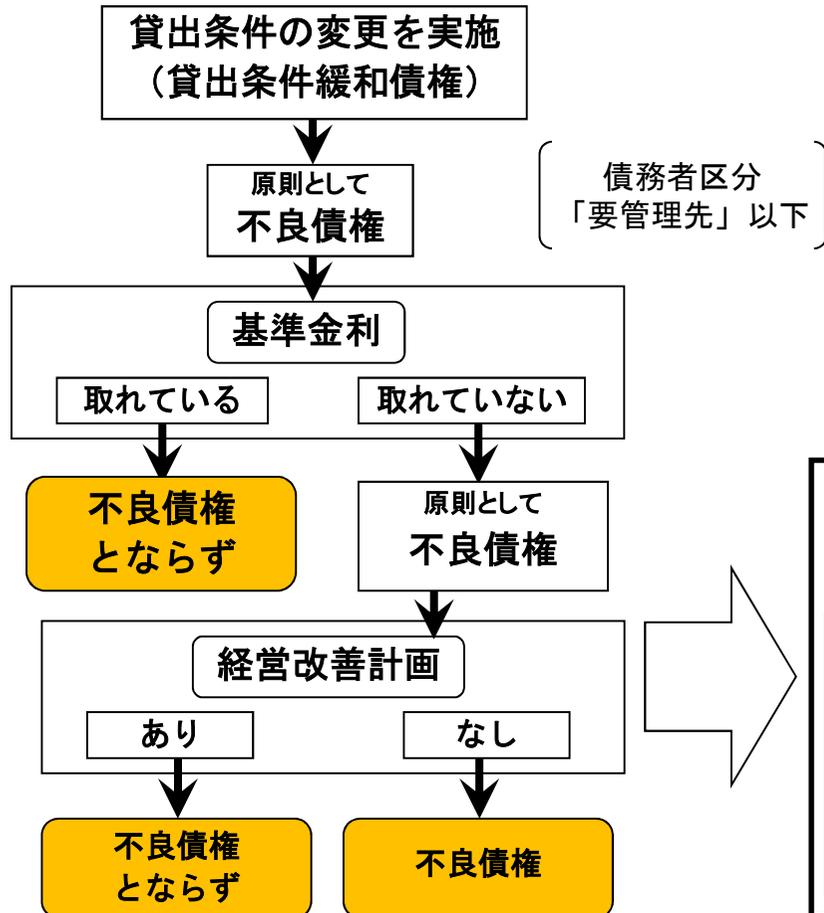
# 「中小企業金融円滑化法の最終延長」基本的な考え方②

## ○ 金融円滑化法施行後の中小企業の状況

一方で、貸付条件の再変更等が増加している。貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されていない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。

(参考)条件変更を行った中小企業のうち、約8割が複数回の条件変更を行っている。

### 「貸出条件緩和債権」の見直しについて



### (参考)債務者の区分一覧

区分名	概要
1. 正常先	財務内容に特段の問題なし
2. 要注意先	財務内容に問題がある等、注意を要する
その他 要注意先	「要注意先」のうち、「要管理先」以外
要管理先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利の減免や返済猶予等を実施 (貸出条件緩和債権)</li> <li>・3ヵ月以上延滞</li> </ul>
3. 破綻懸念先	経営破綻に陥る可能性が大
4. 実質破綻先	実質的に経営破綻
5. 破綻先	法的・形式的に経営破綻

不良債権に該当(開示)

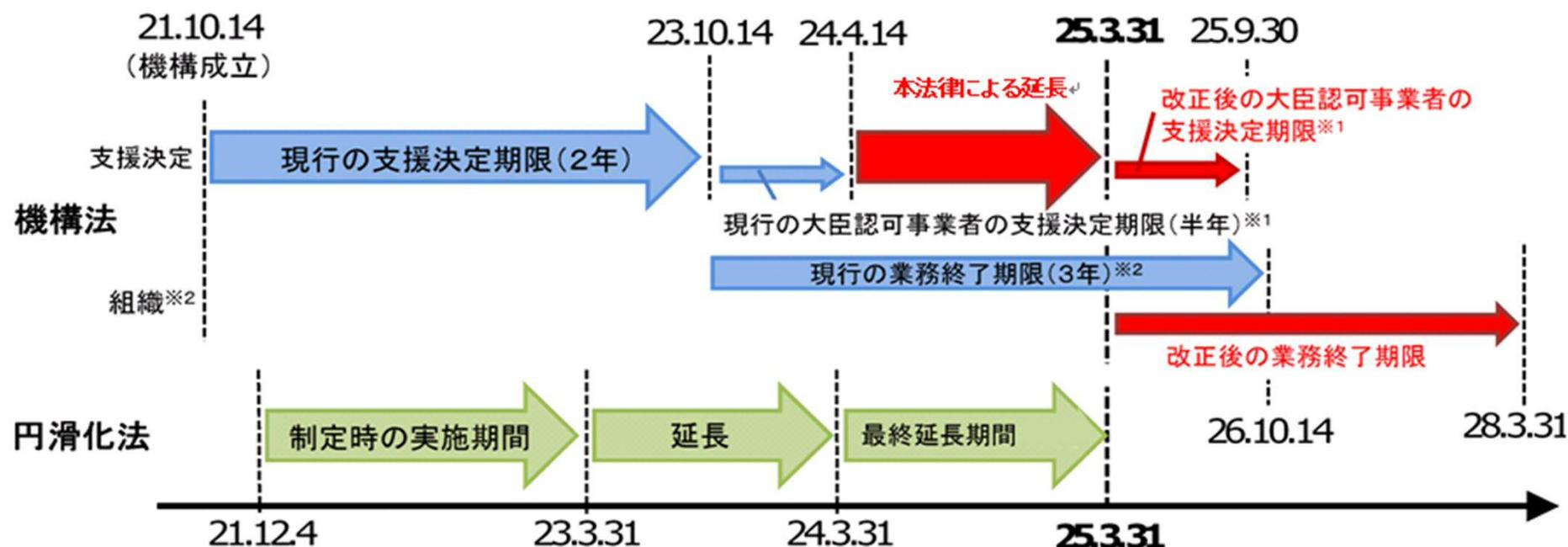
### 「貸出条件緩和債権」の要件の弾力化 [恒久措置] ～「経営改善計画」の策定期等～

	原則	中小企業向け融資
計画の策定期	貸出条件の「変更時まで」に策定する必要。	貸出条件の変更時より「最長1年以内」に策定すれば可(平成21年12月)。
経営再建の達成時期	「3年以内」に達成する必要。	「5年以内(最長10年以内)」に達成されれば可(平成20年11月)。

※ 「基準金利」: 当該債務者と同等の信用度合いを有している債務者に対して、通常適用される貸出金利

## 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の概要

○中小企業金融円滑化法の延長に伴い、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を後押しするため、同法の延長期間に合わせて、機構の支援決定期限を延長する。



※1 法律上、大臣認可を受けた事業者は、期限までの検討作業が無駄にならないよう、半年間、支援決定期限を延長することができることとされている。

※2 法律上、本来の支援決定期限から3年以内に支援を終了するよう努めることとされている。組織はすべての支援業務の終了により解散。

### 企業再生支援機構の概要

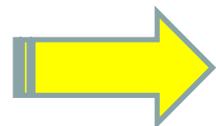
- ・官民共同出資の株式会社(資本金201億円)
- ・有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている企業を3年間で短期再生させる組織。

### Ⅲ. 「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」 (平成24年4月20日公表)

- ・ 本年度は、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく上で極めて重要な1年。
- ・ こうした観点から、関係府庁(内閣府・金融庁・中小企業庁)による **「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」**を策定。

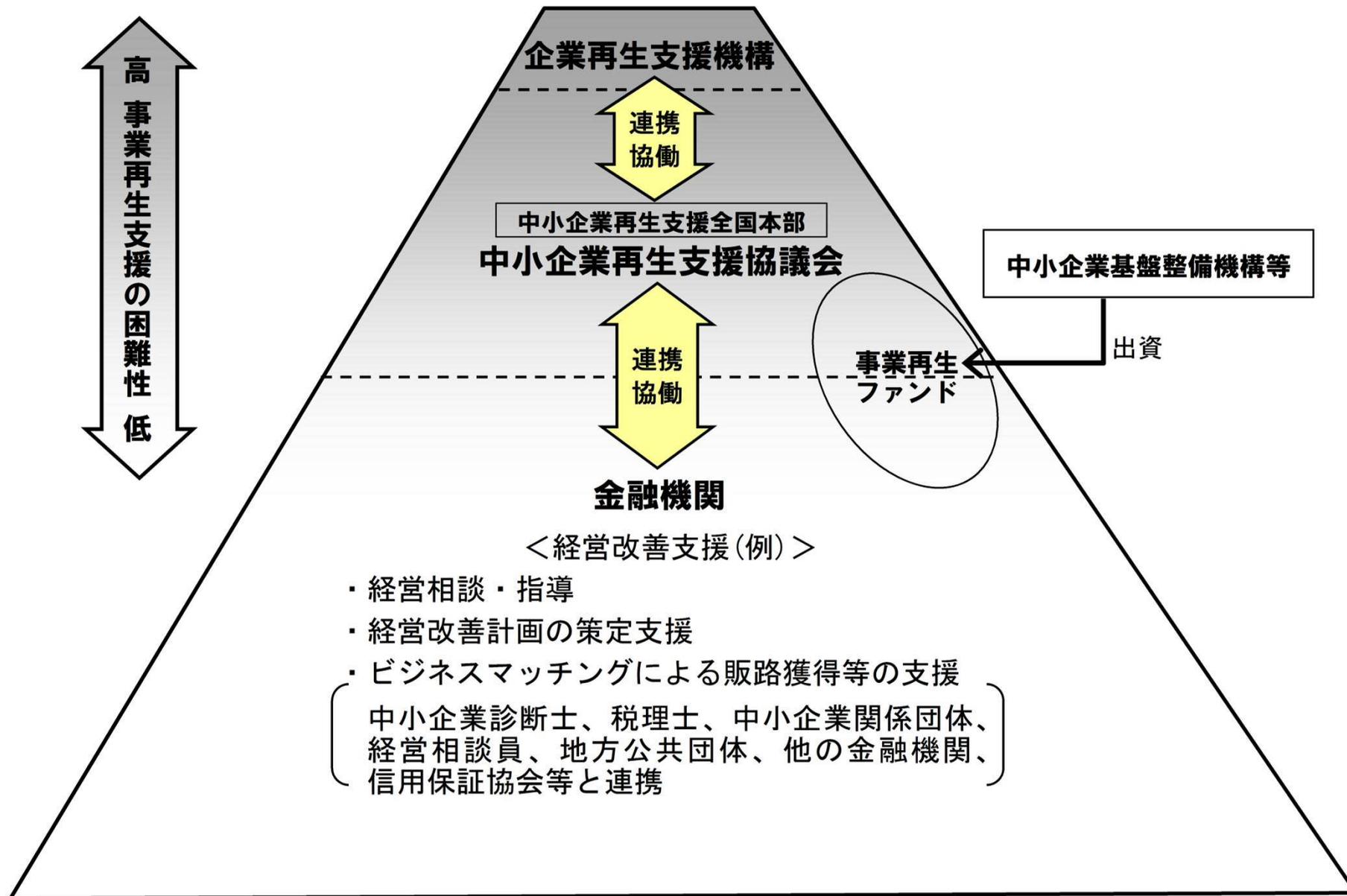
#### 政策パッケージの主な施策

- ① 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ② 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化
- ③ その他経営改善・事業再生支援の環境整備



中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図っていく。

# 中小企業の経営改善支援・事業再生支援の主な担い手 (イメージ)



# 中小企業の経営支援のための政策パッケージの概要

## 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ (骨子) 《平成24年4月20日公表》

### 1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

- (1) 各金融機関に対する「出口戦略ヒアリング」の実施
  - － 中小企業に対する具体的な支援方針や取組状況等を確認
- (2) 監督指針の改正
  - － 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用

### 2. 企業再生支援機構(機構)及び中小企業再生支援協議会(協議会)の機能及び連携の強化

- (1) 機構
  - ① 専門人材の拡充
  - ② 協議会等との円滑な連携(企画・業務統括機能の強化、協議会との連携窓口の設置)
  - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直し
  - ④ 資産査定等にかかる手数料の負担軽減
- (2) 協議会
  - ① 再生計画策定支援を迅速・簡易に行う方法の確立
    - － 標準処理期間を2ヶ月に設定・24年度に3千件程度
  - ② 専門人材の確保・人員体制の大幅拡充
  - ③ 相談機能の充実
    - － 最適な解決策の提案や専門家の紹介等

### (3) 機構・協議会の連携強化

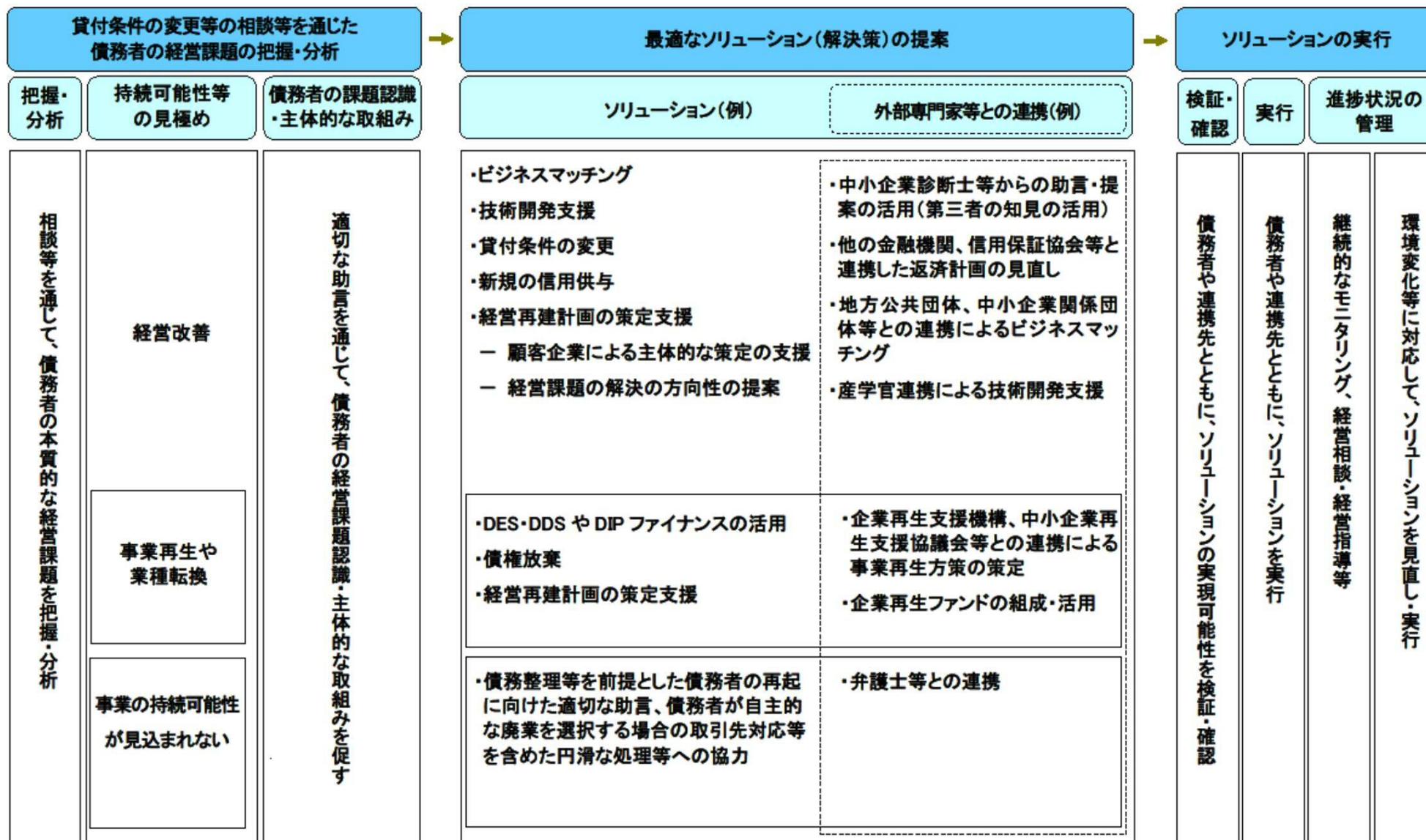
- ① 相互仲介ルール of 策定
  - － 他方が対応した方が効果的・迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件を仲介等
- ② 中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定
- ③ 協議会に対する相談・助言機能の提供
- ④ 専門人材の紹介体制の構築
- ⑤ 機構、協議会及び中小企業再生支援全国本部との間の「連携会議」の設置

### 3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

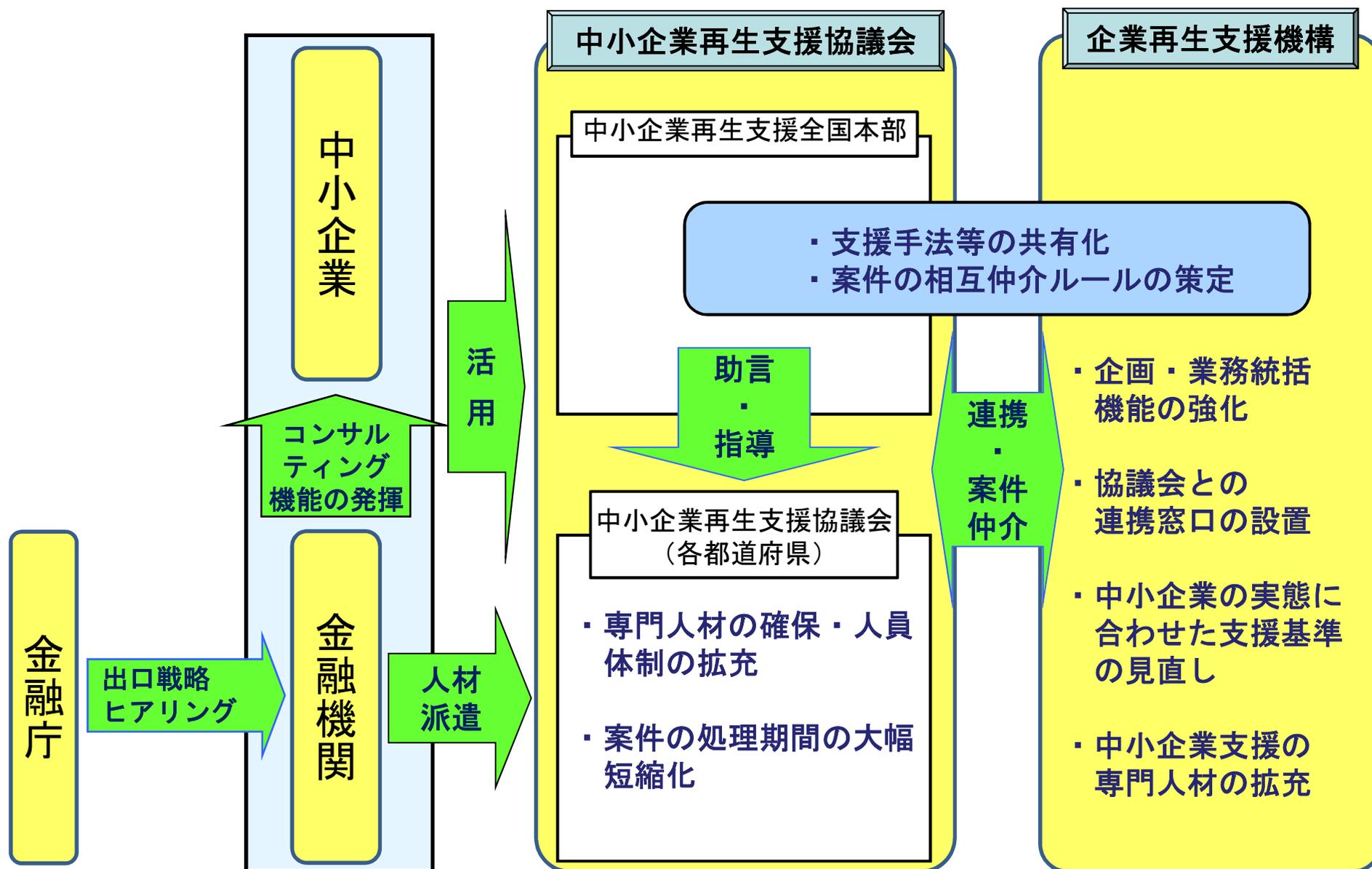
- (1) 「中小企業支援ネットワーク」の構築
  - － 金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等から構成
- (2) 事業再生ファンドの設立促進
  - － 出資・債権買取り機能がある事業再生ファンドの設立促進
- (3) 公的金融機関における事業再生支援機能を充実させるための資本性借入金を活用した事業再生支援の強化
- (4) 中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策

# 1. 金融機関のコンサルティング機能の発揮に係る監督指針の概要 (平成23年4月4日)

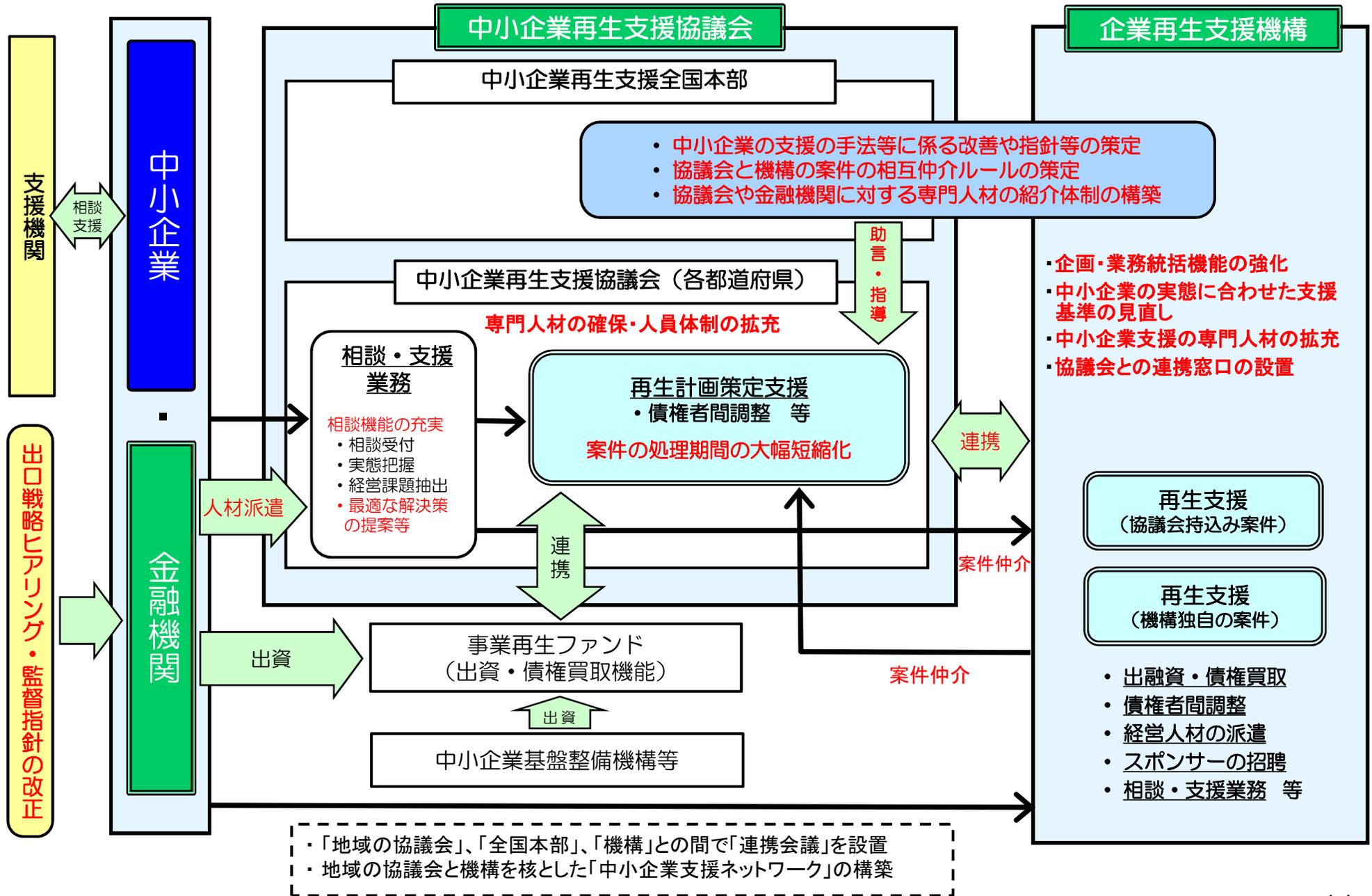
(※) コンサルティング機能発揮にあたっては、経営陣が主導性を発揮し、推進体制を整備・充実する



## 2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化



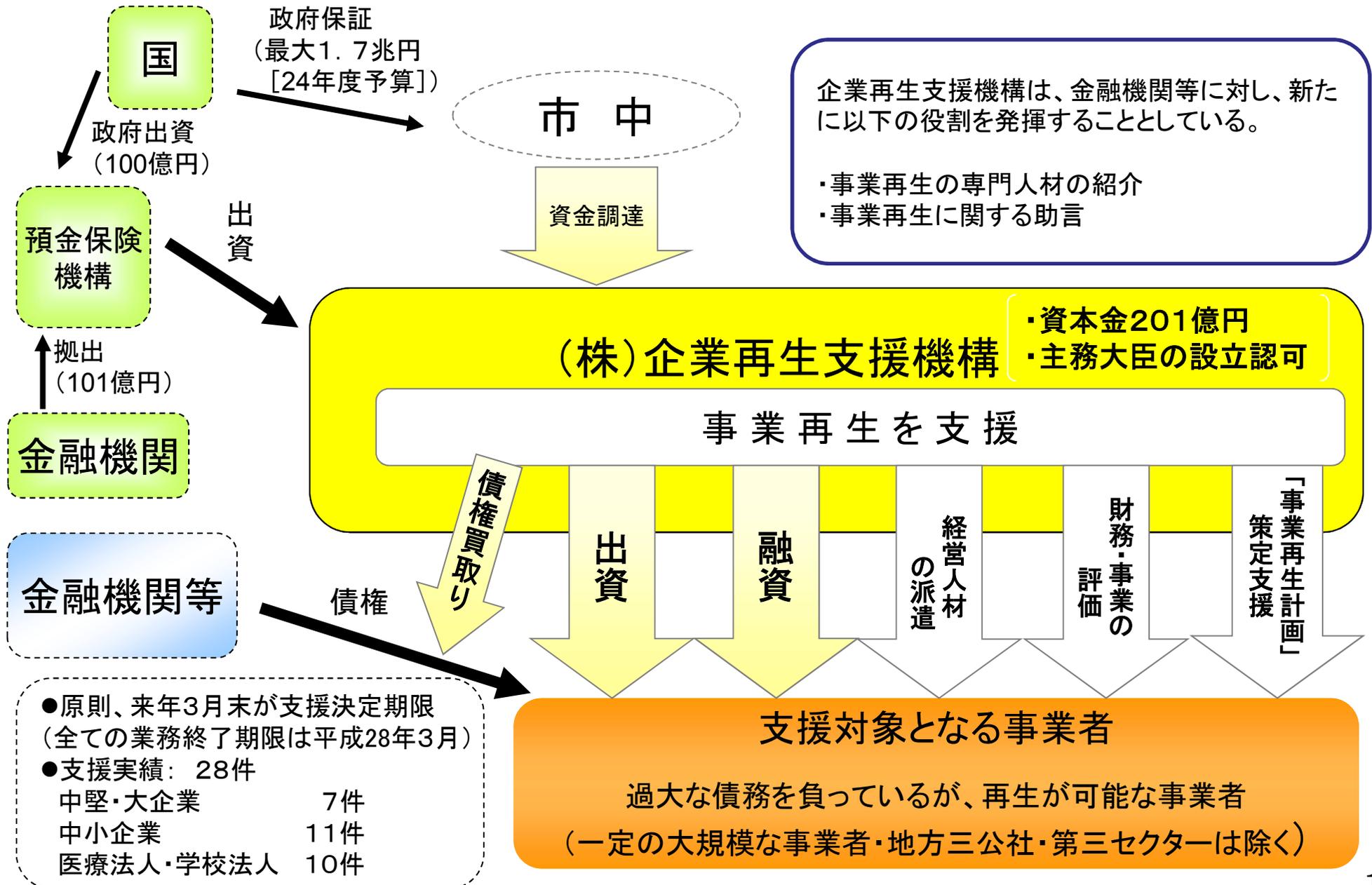
# 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化



### 3. 「政策パッケージ」の主な具体化の状況

施 策	主な具体化の状況
<b>1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮</b>	
○ 出口戦略ヒアリングの実施	➢各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援方針や取組状況等を集中的に確認（5月～6月）
○ 監督指針の改正	➢抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、金融機関は、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用するよう、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に明記（5月）
<b>2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化</b>	
○ 企業再生支援機構に「中小企業経営支援政策推進室」を設置	➢中小企業の事業再生支援機能を強化するため、推進室を設置し、専門人材を配置（6月）
○ 企業再生支援機構の支援基準の見直し	➢企業再生支援機構が事業の再生支援をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準を、中小企業の実態に合わせたものに改正（7月）
○ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減	➢中小企業が負担するデューデリジェンス費用を10分の1（現行は4分の1又は1億円のいずれか低い価格）に引き下げ（8月28日）
○ 中小企業再生支援協議会の専門人材の拡充及び人員の増強	➢金融機関の協力を得て、中小企業再生支援協議会の専門人材を補強・増員（7月以降順次）
○ 中小企業再生支援協議会の事業実施基本要領等を見直し	➢迅速・簡易な再生支援スキームとするよう基本要領・Q & Aを改訂（標準処理期間を2ヶ月に設定等）（5月）
○ 企業再生支援機構による相談・助言機能の提供業務の認可	➢企業再生支援機構の業務として、中小企業再生支援協議会案件に対する相談・助言機能の提供を認可（6月）
<b>3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備</b>	
○ 「中小企業支援ネットワーク」の構築	➢信用保証協会を事務局として、地域毎に、地域金融機関や事業再生の専門家等から成るネットワークの構築を開始（8月以降順次）
○ 「事業再生ファンド」の設立促進	➢出口戦略ヒアリング等を通じ、地域金融機関に対し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立に向けた検討を促進（5月以降）

# IV. 企業再生支援機構の概要



# 企業再生支援機構の実績

(平成24年5月31日現在)

事業者名	事業内容	支援決定日	機構の出資額	スポンサー
1 日本航空等	航空運送	H22.1.19	3,500億円	
2 ウィルコム	電気通信(携帯電話)	H22.3.12	なし	ソフトバンク
○ 3 セノー	スポーツ関連器具製造販売	H22.3.26	4億円	
4 養生院	医療・介護	H22.7.7	なし	
5 全人会	医療・介護	H22.8.24	なし	大和会
6 富士テクニカ	自動車用金型	H22.9.17	53億円	
7 宮津製作所	自動車用金型		なし	
○ 8 会津乗合自動車	地方路線バス	H22.12.2	1億円	
9 岸本医科学研究所	臨床検査	H22.12.9	なし	ビー・エム・エル
○ 10 藤庄印刷	印刷	H23.2.3	0.1億円	
11 大原総合病院	医療・介護	H23.2.10	なし	
○ 12 芝政観光開発	アミューズメント施設運営	H23.3.3	0.1億円	
13 アーク	金型の企画・製作	H23.3.31	90億円	
14 博悠会	医療・介護	H23.3.31	なし	

事業者名	事業内容	支援決定日	機構の出資額	スポンサー
○ 15 ヤマギワ	照明器具製造販売	H23.4.15	5億円	
○ 16 沖創建設	賃貸アパート建設管理	H23.4.28	なし	
○ 17 コロナ工業	アルミ装飾製品製造販売	H23.5.20	8.9億円	
○ 18 ジョイパック	清涼飲料水受託製造	H23.9.29	なし	
○ 19 室崎商店	漁業、冷凍倉庫	H23.9.29	610万円	
20 グランビスタホテル & リゾート	ホテル運営	H23.12.1	28.5億円	
○ 21 ダイマル・ディメール・丸竹八戸水産	水産加工	H23.12.22	0.2億円	
○ 22 ヤマニシ	造船	H24.2.9	なし	
23 白銀会	医療・介護	H24.3.22	なし	
24 恵仁会	医療・介護	H24.3.29	なし	
25 山本学園	専門学校	H24.3.29	なし	
26 三栄会	医療・介護	H24.4.5	なし	
27 盛全会	医療・介護	H24.4.12	なし	
28 真木会	医療・介護	H24.4.12	なし	

注)○は中小企業。

合計 3,690億円

# 企業再生支援機構による事業再生事例

## A社（清涼飲料製造業）

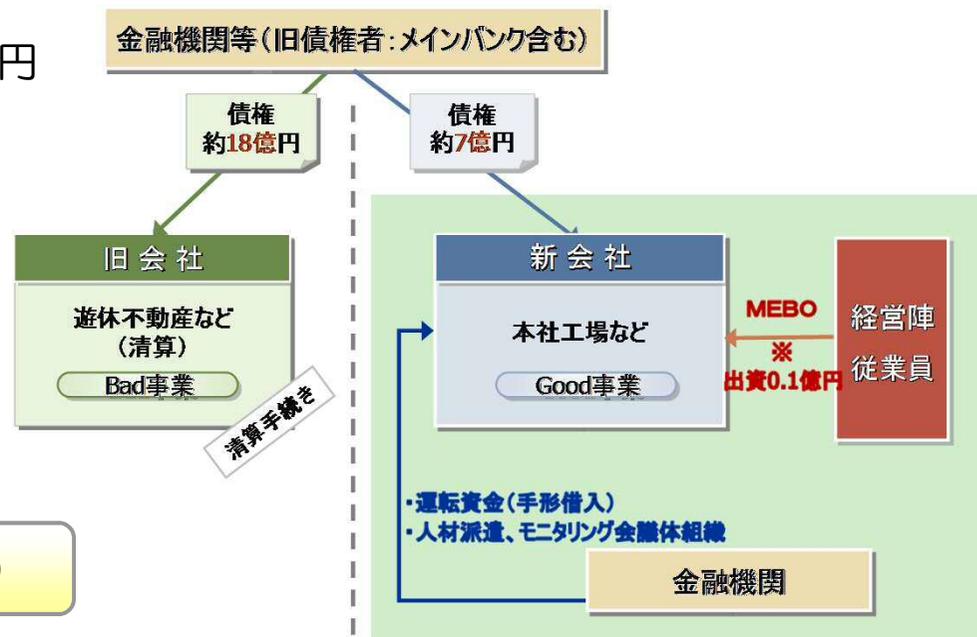
- 売上高：約8.5億円、有利子負債額：約20億円  
従業員数：約30名
- 事業規模に比して多額の借入、実質債務超過

### 支援実施の意義

- 地場の雇用確保が図られること
- 中堅・中小企業の再生の方向性を示す支援であること

### 再生スキーム 第二会社方式 & MEBO

- 第二会社方式（Good/Badスキーム）によって、対象会社を新旧分離
  - ・ 新会社は本社工場に関連する資産と負債を承継（会社分割）
  - ・ 旧会社は遊休不動産等を売却し、売却代金を負債に充当。残債務は特別清算等法的整理で処理
- 新会社は経営陣・従業員によるMEBO（マネジメント・インプロイー・バイアウト）により設立



比較的小規模の企業についても、地域経済や雇用確保の観点も踏まえ、積極的に支援を実施。

# V. 中小企業再生支援協議会の概要

中小企業再生支援全国本部

各地の  
協議会を  
サポート

- 支援実績（平成15年2月～24年3月）  
再生計画策定件数 3,200件  
相談取扱い企業数 23,881件

中小企業再生支援協議会（全国47都道府県）

・産業活力再生措置法に基づき、商工会議所等の認定支援機関に設置

事業再生を支援

金融機関間の調整

財務・事業の  
評価

「再生計画」  
策定支援

金融機関等

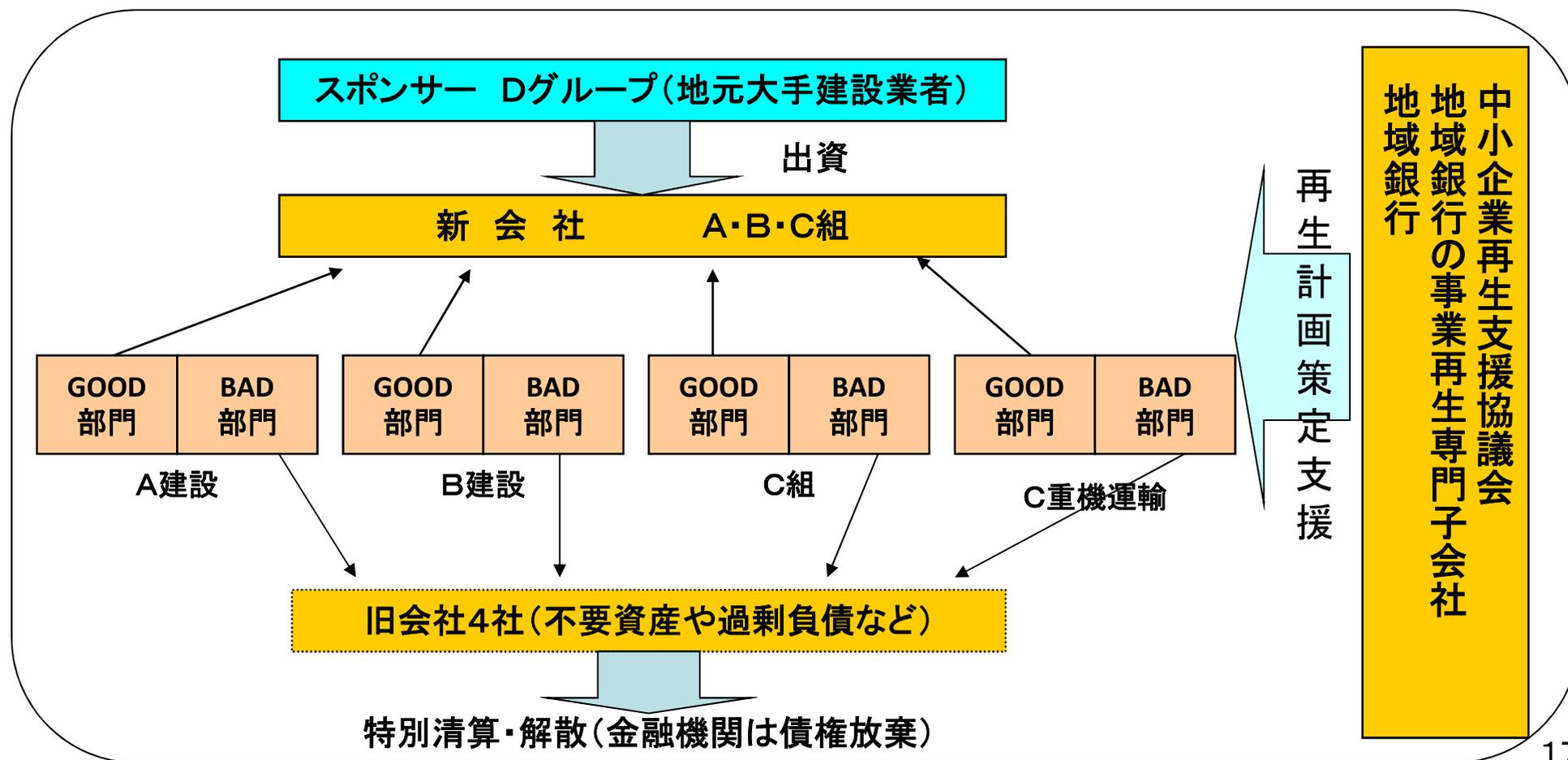
債権

支援対象となる事業者

過剰債務等により経営環境が悪化しているが、再生が可能な中小企業

# 中小企業再生支援協議会との連携による事業再生

- 公共事業の減少や競争過多により厳しい状況にあった建設会社等4社(中堅・老舗)について、雇用の確保等の観点から、再生支援を決定
- 中小企業支援協議会と連携し、地域銀行の事業再生専門子会社と共に再生支援を実施
- 具体的には、4社の収益事業について、新会社へ再編することを骨子とする再生計画を策定



## 参考資料

### 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、以下の取組みを強力に進めることとし、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

#### 1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融機関は、自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業に対して、必要に応じ、外部専門家や外部機関、中小企業関係団体、他の金融機関、信用保証協会等と連携を図りながらコンサルティング機能を発揮することにより、最大限支援していくことが求められている。

このため、金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す。

- ① 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリング(「出口戦略ヒアリング」)を実施する。
- ② 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を監督指針に明記する。

(注)今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域においては、中小企業の置かれている厳しい状況や中小企業のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く求められている。また、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構も整備されている。こうした点を踏まえ、事業再生に当たっても、被災地の実情を十分に配慮した中長期的・継続的な支援が期待される。

## **2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化**

財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、企業再生支援機構（以下、「機構」という。）や中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）を通じて、事業再生を支援する。

このため、内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、両機関の機能及び連携を大幅に強化する。

**(1) 機構においては、以下の取組みを積極的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築する。**

- ① 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を図る。
- ② 下記(3)のとおり、中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）や協議会との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置する。
- ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組む。
- ④ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。

**(2) 協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化する。**

- ① 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確認する。（標準処理期間を2ヶ月に設定。協議会ごとに計画策定支援の目標件数を設定し、24年度に全体で3千件程度を目指す）
- ② 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。
- ③ 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。

(3) 機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化する。

- ① 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行う。このため、機構と全国本部は連携して、相互仲介ルールを策定する。
- ② 事業再生支援機能の向上や上記(2)③の相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有する。
- ③ 機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供する。
- ④ 機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介できる体制の構築を進める。
- ⑤ 機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置する。

### **3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備**

金融機関によるコンサルティング機能の発揮にあたって、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備も不可欠となっている。このため、内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施する。

- (1) 各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。
- (3) 公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本性借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。
- (4) 以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討する。